

**令和5年度
横浜市私立幼稚園等施設整備費補助金の事業概要
(対象事業：修繕工事)**

1 事業の趣旨

幼稚園及び認定こども園が実施する園舎の老朽化に伴う修繕工事に要する経費の一部を補助することにより良好な教育環境を維持することを目的とするものです。

2 補助対象事業の内容

令和5年4月1日以降に着工し、令和6年3月16日までに完結する工事で、下記の項目にすべて該当するもの。

- (1) 神奈川県認可（幼保連携型認定こども園については横浜市の認可）を受けている園舎の1件**200万円以上**の老朽部分等の修繕工事
- (2) 1件とは、同一内容または同一部分の工事を指します。
- (3) 修繕工事とは、次の工事です。
 - ア 屋根工事（屋根面のふき替え、防水工事等）
 - イ 床・天井工事（床・天井の取替え及びこれに付帯する塗装工事等）
 - ウ 内・外壁工事（壁面を造る工事・補修工事・防水工事及び塗装工事等）
- (4) 同一部分の修繕は、補助を受けてから10年を経過しているもの。
- (5) 同一年度内に2件以上の申請はできません。

※対象にならない事業

- ・ 備品類の購入、遊具の補修、設備等（水道配管、トイレ、エアコン等）の更新等
- ・ 園庭や外構、門扉、フェンス等に要する経費

3 補助対象経費

上記の補助対象事業に要する経費

4 補助額

補助対象経費の1/2以内で、**100万円を限度**とします。（予算の範囲内）

5 注意事項

- (1) 予算の範囲内で補助しますので、申請件数によっては、補助対象外とさせていただく場合や、補助限度額まで補助できない場合があります。
- (2) 当該事業では、神奈川県指定の就園児人口増加地区限定の、新築、改築工事に対する補助もあります。ただし、今年度の神奈川県指定の就園児人口増加地区の指定はありません。
- (3) 本市補助金は、原則として市内事業者が発注する補助事業者等に補助を行うこととなっています。詳細は、裏面をよくお読みください。

【裏面】

市内事業者優先及び見積書等について

「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下、「補助金規則」といいます。）の一部改正（平成 22 年 3 月 15 日公布）により、本市が支出する補助金は、主に市税を原資としており、市内事業者等の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する補助事業者等に補助を行う」ことが原則とされました。

※ 「市内業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

種 別	横浜市からの補助対象となるための条件
工 事	<ul style="list-style-type: none">・ 1 億円以上の工事は、原則市内事業者による一般競争入札を実施・ 1,000 万円以上 1 億円未満の工事は、市内事業者 8 者以上の指名競争入札又は市内事業者 5 者以上の見積合せを実施・ 1,000 万円未満の工事は、市内事業者 2 者以上の見積合せ実施・ 見積合せを実施した場合は単価の安い事業者を選定